

## 「知」の集積と活用の方 産学官連携協議会 の会員申し込み単位について

1 「知」の集積と活用の方 産学官連携協議会規約の第4条の会員の申込単位については、原則以下のとおりとする。

(1) 個人会員

所属する組織、機関と関係がなく活動を行おうとする個人

(2) 法人・団体会員（特別会員を除く）

法人又は団体（個人会員以外の組織及び団体（特別会員を除く））にあつては、組織全体での申請を基本とするが、会員として活動に支障がないと認められる場合は、事業所等の単位での申請ができる。

いずれの場合も、組織としての決裁が済んでいることを必要とする。

(3) 特別会員

地方自治体にあつては、公設試験場は試験場単位とし、その他については、部単位を基本とするが、県、市町村単位での申請もできる。

大学にあつては、学部以上を基本とする。

いずれの場合も、組織としての決裁が済んでいることを必要とする。

2 ここに記載のないもの等について、判断に迷うものは事務局と個別に相談することとする。